

生活者としての外国人が包摂される社会をめざして 「ことばのヤングケアラー」～ことばとケアのまなざしから

宮本 恭子*

Family Support Measures Focusing on “Language Care” for Children with Foreign-nationality Parents: Focusing on “Young Carers Who Provide Language Support”

MIYAMOTO Kyoko

はじめに

急速に促進されている外国人材の受け入れは、日本の社会・経済にとって長期・超長期にわたる大きな変革であり、影響は極めて大きく、今後もその人口割合は増えていくと予想される。国立社会保障・人口問題研究所は、令和2（2020）年国勢調査の確定数を出発点とする2070年までの日本の将来人口推計を行い、令和5（2023）年4月26日にその結果を公表した¹⁾。外国人の総人口に占める割合は20年の2.2%から70年には10.8%に拡大し、社会全体を外国人が下支えする推計となった。

こうした背景には、国の積極的な外国人材の受け入れへの転換がある。人手不足の深刻化が叫ばれる中、政府は、高度なスキルを身につけた外国人が定住・永住できる枠組みを広げる²⁾。製造現場などで外国人が働く「特定技能」で、家族帯同できる業種を大幅に拡大するなど受け入れを進めている。令和5年6月、閣議決定により、家族帯同が認められる外国人労働者の在留資格「特定技能2号」の対象を、現在の2分野から11分野に拡大

した。「建設」と「造船」だけから、新たに「農業」「漁業」「宿泊」「外食」「製造業」など9分野を追加する。特定技能は2019年4月に設けられた在留資格で、最長5年働けるが家族の帯同は認められない「1号」と、在留期間に上限がなく、家族の帯同が可能な熟練技能者向けの「2号」がある。「1号」で5年に達する在留者が出てくるため、2号への移行が可能な制度変更が要望されていた。

外国人労働者を受け入れる政策も転換点にある。外国人が日本で働きながら技術を学ぶ技能実習制度は、発展途上国の人材育成を主な目的とする一方、実際は労働環境が厳しい業種を中心に人手を確保する手段になっていて、目的と実態がかけ離れているといった指摘も少なくない。賃金不払いや失踪などトラブルが絶えない技能実習制度を廃止し、人材確保と人材育成が目的の「育成就労（仮称）」に変わり、最大の焦点だった転職制限は緩和される³⁾。

制度変更に伴い、伴われて来日する配偶者や子どもの増加が予想される中、労働者だけでなく家族も含めた生活支援の充実が急務になる。近年急増する「生活者としての外国人」

* 島根大学法文学部法経学科

そして労働者のみでなく、家族の生活を含めた多様な観点からの諸問題が浮上していることを踏まえ、帯同家族である子どもや配偶者の将来を見据えた対応が求められる。

全国の自治体首長を対象に行った人口減少問題に関するアンケートでは、86%が外国人材の受け入れを推進する必要があると答えた⁴⁾。農林水産業や医療介護分野の深刻な人手不足を背景に、地域の労働力や活性化の担い手として欠かせなくなっているためだ。自治体が「消滅しかねない」との危機感を抱く首長は84%に上り、人口減に歯止めがかからず、自治体運営が厳しさを増す状況が浮かんできた。鳥根県と高知県では、都道府県別で受け入れを必要とした首長の割合が100%だった。必要とする理由は「医療・介護人材の確保」「1次産業の人手不足」「製造業の人手不足」など労働力として期待する声が多かった。人手不足の分野ではすでに外国人が欠かせぬ労働力となっており、今後も外国人労働者の受け入れは増加すると予想される。

政府においても、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、平成30年(2018年)12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(以下「総合的対応策」という。)を決定し、共生社会の実現に向けた取組を推進してきた⁵⁾。総合的対応策は、従前、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものとして策定されてきた。

就労者も含めた地域で生活する外国人が生活する上で必要となる日本語を習得できる環境の整備として、日本語教育を行うため、日

本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成を促し、地域における日本語教育の促進及び水準の向上を図ることも盛り込まれた⁶⁾。また、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、学校において体系的な日本語指導を受けられるよう、更に指導の充実を図る必要があることも明記された⁷⁾。一方で、日本語教室空白地域もあるなど、国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の確保が急務となっている。

今後、家族と暮らす外国人労働者の増加に伴い、外国人政策は受け入れ政策だけでなく、帯同家族が安心して暮らせる生活支援策の充実が求められる。なかでも生活におけるコミュニケーションは必須であり、その際の通訳のニーズが高まってきている。就労する企業によっては、家族の生活を支援するために通訳のサービスを提供している事業者もあるが、すべての事業者が対応しているわけではない。日本語が話せず、読み書きもできなければ、病院受診や行政手続きもできず生活に支障をきたす。

こうした中、両親は、日本語を話せず、読み書きもできないため、小学校で日本語を学んでいた子どもが、ことばの面で一家を支える「ことばのケア」の問題が浮上している。こうした子どもを「ことばのヤングケアラー」と言い、病院や市役所に行く両親の「通訳」として付き添うために学校を休んだり、両親の年金のための書類を代わりに書いたりする⁸⁾。幼い子どもが日本語をまだ十分に身につけられていない段階で、学校を休むことで勉強に遅れが出てしまうこと、また、将来的な進学にも影響が出ることが心配される。

政府も、「ことばのヤングケアラー」への支援策として、令和5年度から「外国語対応通訳派遣支援通訳事業」を開始した⁹⁾。都道

府県等は、日本語が第一言語でない家族が、子どもの通訳に頼らずとも病院や行政等の手続を行えるようにするため、通訳を派遣又は配置支援を実施する。新事業では、通訳を必要とする家庭が自治体の担当窓口などに相談し、生活状況を踏まえた上で認められれば、通訳者による行政手続き補助や病院同行といった支援が受けられる。事業を実施する自治体には国が費用を3分の2補助する仕組みで、すでに一部の自治体において、事業の実施が検討されている。

今後は、このような支援策も利用しながら、子どもが「ことばのケア」を担うことで、教育面での遅れや生活への影響が出ないようにするための支援が急がれる。「ことばのヤングケアラー」については、政府も子どもが担う多様なケアのひとつに位置づけて支援の対象としているが、実態調査には着手しておらず、学術分野での研究や調査も未着手のままである。

本研究では、帯同家族を伴う外国人労働者が増加している島根県出雲市を対象に、就労者の帯同家族である子どもが担う日本語への対応、すなわち「ことばのケア」の実態について、「島根県子どもの生活に関する実態調査」の二次分析を行ない検証する。また、出雲市で外国人家庭の支援を行う民間団体に紹介してもらった、「ことばのヤングケアラー」へのインタビュー調査を基に考察する。さらに、大阪市ヤングケアラー外国語通訳派遣事業の実績を基に、以上の定量的・定性的研究を踏まえ、外国籍の親とその子どもが地域で安心して暮らせる家族支援のあり方を検討する。また、これらを踏まえて「ことばのヤングケアラー」問題を契機に問い直すべき、外国人を含む多様な市民が包摂される社会をいかにつくっていくべきかについて考察する。

I 島根県出雲市における外国人の状況

1. 国籍別・在留資格別外国人住民¹⁰⁾

出雲市は、2005年3月に平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町が合併し、さらに、2011年10月には、斐川町も加わり、人口17万人の新しい出雲市としてスタートした。同市に居住する外国人・外国出身者の数は、地域経済の状況を反映して年々増加する傾向にある。表1に示すように、2022年3月末時点の市内におけるが外国人住民は4,805人で、同市の人口に占める割合は2.8%から、2023年3月末時点の市内における外国人住民は4,409人、同市の人口に占める割合は2.5%に減少した。外国人住民は増加する傾向にあるが、雇用動向等により短期間で変動がみられる年もある。令和2年国勢調査の「人口等基本集計」によると、総人口に占める外国人の割合は2015年の1.5%から2020年に2.2%に上昇しているが、出雲市の外国人の割合は全国平均を上回る高さとなっている。

国籍別にみると、ブラジル人が最多の3,035人で、市内外国人住民の68.8%を占める。同市には複数の電子機器の生産拠点が立地しており、そこで日系ブラジル人労働者の増加が著しい。次に、ベトナム人436人、中国人227人、フィリピン人221人が続く。ブラジル人が大きく伸びたほか、ベトナム人も技能実習生らの増加で、2017年には中国を追い越して2番目に多くなった。ベトナム人はコロナ感染症の影響で2021年以降減少に転じたが、2015年77人、2016年104人、2017年141人、2018年223人、2019年344人、2020年419人、2021年416人、2022年341人、2023年360人で増加傾向にある。一方、豊かになった中国では、優秀な人材は国内に

残るようになり、中国人は減少傾向にある。2018年まではブラジル人に次いで多かったが、2019年以降はベトナム人に追い抜かれ減少傾向が続く。

一世帯当たりの人数は、2015年1.51人、2016年1.51人、2017年1.51人、2018年1.53人、2019年1.53人、2020年1.58人、2021年1.58人、2022年1.63人、2023年1.67人で微増傾向にある。フィリピン人の1世帯当たりの人数は、2015年には3.76人で多い状態が続

いていたが、2023年には1.94人に半減した。一方、ブラジル人の1世帯当たりの人数は、2015年1.46人、2016年1.46人、2017年1.49人、2018年1.55人、2019年1.92人、2020年1.70人、2021年1.69人、2022年1.71人、2023年1.82人と増える傾向にあり、家族帯同のブラジル人労働者が増加傾向にある。

また、出雲市に居住する外国人住民の在留資格別の特徴として、就労活動に制限のない在留資格者が約8割を占める(表2)¹¹⁾。出

表1 出雲市における外国人住民人口・世帯数の推移

年/国籍	ブラジル	中国	フィリピン	韓国	ベトナム	その他	計
2015年							
世帯数	1020	314	46	59	77	98	1614
人口合計(人・%)	1488(61.0)	409(16.8)	173(7.1)	135(5.5)	77(3.2)	158(6.5)	2440
1世帯人数(人)	1.46	1.30	3.76	2.29	1.00	1.61	1.51
2016年							
世帯数	1298	259	58	59	103	142	1919
人口合計(人・%)	1891(65.2)	368(12.7)	186(6.4)	139(4.8)	104(3.6)	211(7.3)	2899
1世帯人数(人)	1.46	1.42	3.21	2.36	1.01	1.49	1.51
2017年							
世帯数	1388	229	54	60	140	198	2069
人口合計(人・%)	2064(66.0)	338(10.8)	174(5.6)	139(4.4)	141(4.5)	270(8.6)	3126
1世帯人数(人)	1.49	1.48	3.22	2.32	1.01	1.36	1.51
2018年							
世帯数	1847	204	53	57	221	227	2609
人口合計(人・%)	2862(71.5)	301(7.5)	178(4.4)	132(3.2)	223(5.6)	305(7.6)	4001
1世帯人数(人)	1.55	1.48	3.36	2.32	1.01	1.34	1.53
2019年							
世帯数	2200	224	111	61	341	263	3200
人口合計(人・%)	3522(71.8)	323(6.6)	245(5.0)	132(2.7)	344(7.0)	342(7.0)	4908
1世帯人数(人)	1.92	1.44	2.21	2.16	1.01	1.30	1.53
2020年							
世帯数	1834	231	83	59	411	303	2921
人口合計(人・%)	3123(67.8)	329(7.1)	210(4.6)	129(2.8)	419(9.1)	395(8.6)	4605
1世帯人数(人)	1.70	1.42	2.53	2.19	1.02	1.30	1.58
2021年							
世帯数	2021	207	86	63	410	274	3061
人口合計(人・%)	3423(70.6)	301(6.2)	214(4.4)	135(2.8)	416(8.6)	317(6.5)	4846
1世帯人数(人)	1.69	1.45	2.40	2.14	1.01	1.16	1.58
2022年							
世帯数	2083	159	78	65	332	232	2949
人口合計(人・%)	3563(74.1)	251(5.2)	206(4.3)	134(2.8)	341(7.1)	310(6.5)	4805
1世帯人数(人)	1.71	1.58	2.64	2.06	1.03	1.34	1.63
2023年							
世帯数	1671	130	90	67	339	343	2640
人口合計(人・%)	3035(68.8)	227(5.1)	221(5.0)	130(2.9)	360(8.2)	436(9.9)	4409
1世帯人数(人)	1.82	1.75	2.46	1.94	1.06	1.27	1.67

注：各年3月末の数値である。

資料：出雲市の人口(地区別・町別・国籍別より作成)。< <https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1528348823186/index.htm> >

雲市の外国人はブラジル人が多いが、ベトナム人を中心にブラジル人以外の外国人も増える傾向にあり多国籍化が進んでいる。

5年間出雲市に住んでいる外国人の数・割合をみると(表3)、その数は増加傾向にあり、働き盛りの年代で転入してきた定住者は、家族で来雲するようになり、単身滞在から家族

滞りに変わり、長期滞在又は永住する人が増加傾向にある。

2. 出雲市立の小中学校における状況¹²⁾

子どもや配偶者などの家族帯同の外国人労働者が増えるなか、市立小中学校において日本語指導の必要な児童生徒も、年々増加して

表2 出雲市における外国人住民の在留資格

住民基本台帳法 第30条45の区分	在留資格	2015年12月末		2020年3月末	
		計(人)	割合(%)	計(人)	割合(%)
中長期在留者	教授	3	0.01	0	0.00
	宗教	0	0.00	1	0.00
	経営・管理	2	0.00	3	0.06
	医療	0	0.00	5	0.10
	教育	8	0.03	7	0.15
	技術・人文知識・ 国際業務	30	1.10	74	1.61
	企業内転勤	0	0.00	19	0.41
	技能	12	0.43	13	0.28
	特定技能1号	-	-	17	0.37
	技能実習1号イ	14	0.51	8	0.17
	技能実習1号ロ	142	5.17	250	5.42
	技能実習2号ロ	220	8.66	401	8.70
	技能実習3号ロ	0	0.00	62	1.35
	文化活動	5	0.18	6	0.13
	留学	28	1.02	41	0.89
	家族滞在	36	1.31	57	1.23
	特定活動	7	0.26	15	0.33
	永住者	686	25.00	784	17.00
	日本人の配偶者等	426	15.52	580	12.60
	永住者の配偶者等	21	0.76	24	0.59
定住者	950	34.60	2099	45.60	
特別永住者	特別永住者	151	5.50	135	2.93
出生による経過滞在者	出生による経過滞在者	3	0.10	4	0.09
計		2744	100.00	4605	100.00

就労活動に制限のない在留資格
2000年(80.5%)、2020年(78.7%)

資料：第2期出雲市多文化共生推進プラン p.8 より作成。

注：詳しい在留資格・在留年数については入国管理局のホームページを参照。

表3 5年定住率の推移

	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末
5年間出雲市に住んでいる人の数	681人	755人	898人	1073人	1249人	1520人
5年定住率	37.3%	38.3%	36.8%	37.0%	39.9%	37.9%

出所：出雲市総合政策部提供資料より作成

表 4 日本語指導が必要な児童生徒数の推移

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H 30 (2018)	R1 (2019)
出雲市	23	27	52	95	111	117	156	168

出所：第 2 期出雲市多文化共生推進プラン

<<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1597899173930/files/plan.pdf>>

いる。平成 24 年（2012）は 23 人であったが、令和元年（2019）は 168 人となった（表 4）。

3. 外国籍住民の生活実態

(1) 調査の概要

次に、「2019 年度島根県外国人住民実態調査（出雲市分）」から出雲市の外国籍住民の生活上の現状と課題を考える¹³⁾。本調査は、出雲市が進めている多文化共生の取り組みについて、対象者となる外国人住民の実態や、日常生活における不便や懸念、行政に求めるサービスのニーズなどを把握し、今後の施策や行政サービスの充実に反映させることを目的に実施したものである。調査時期は令和元年 5 月である。調査対象者は平成 30 年末の市町村毎の外国人住民数により按分し無作為抽出した出雲市在住の 20 歳以上の外国人住民 1,050 人である。調査方法は郵送による送付・回収を行い、回収数（率）は出雲市 247 人（23.5%）であった。

回答者の国籍はブラジルが最も多く 69.7% である。次いで中国、フィリピン、ベトナムとなっている。男性 44.5%、女性 53.5% で女性の割合が高い。年齢は、20～29 歳が 23.5%、30～39 歳が 33.2%、40～49 歳が 23.9%、50～59 歳が 16.2%、60 歳以上が 2.8% で、30 歳代が最も多い。在留資格別にみると、定住者が最も多く 33.6% である。次いで日本人の配偶者等が 23.1%、永住者が 16.2%、技能実習が 10.9% となっている。調査項目は回答者の属性、日本人との交流、日本語能力、

日常生活について、子どもについて、困っていること、差別や人権侵害について、防災等、行政からの情報やサービスについてである。

(2) 属性

出雲市での滞在期間は、『3 年以上（計）：「3 年～5 年」「6 年～9 年」「15 年以上」の合計』が 100 人（40.6%）で最も多くなっている。次いで「1 年～2 年」が 34.8%、「1 か月～11 か月」が 23.0% となっている。滞在期間は長くなる傾向にある。今後の滞在予定は、「ずっと島根県に住む」が 69 人（27.9%）で最も多く、「4 年～5 年」が 34 人（13.8%）で、比較的長く住む予定の人が 40% を超えている。

就業の状態については「仕事をしている」と答えた者が 85.4% に及んだ。職業は「製造業（電子機器）」160 人（64.8%）をはじめ製造業が 77.3% を占める。

1 か月あたりの平均的な収入は、「20 万～29 万円」が 116 人（47.0%）で一番多い。「30 万円以上」が 26 人（10.5%）となっている一方、「10 万円未満」が 29 人（11.7%）となっており、所得格差がみられる。母国に送金している者は 150 人（60.7%）となっており、「していない」79 人（32.0%）を大きく上回り、母国に送金している外国人が多い。送金額は「50 万円未満」が 58 人（38.7%）で一番多いが、「200 万円以上」送金している人もいる。

婚姻の有無では、「結婚している（結婚相手は日本国籍以外）」が 124 人（50.2%）、「結婚している（結婚相手は日本国籍）」が 53 人

(21.5%)であった。結婚相手の国籍にかかわらず「結婚している」が、「結婚していない」66人(26.7%)を大きく上回る結果となった。

同居の状況では、同居している人については、「結婚相手」が135人(54.7%)、「子ども」が73人(29.6%)と、子どもを含む家族世帯人が多い。一方、「友人・知人」と住んでいる人も25人(10.1%)を占めた。同居している人数は、「2人」42人(17.0%)、「3人」33人(13.4%)、「4人」25人(10.1%)と家族世帯が多いと見られる一方で、「1人で住んでいる」も17人(6.9%)あり、単身世帯も見られる。

住まいは、「会社の社宅や会社契約のアパート」に住んでいる人が159人(64.4%)で最も多い。「購入した一戸建て(マンションも含む)」は27人(10.9%)となっており、住宅を購入して定住化する人も多くなっている。

自治会への加入状況は、「加入している」と回答した人が31人(12.6%)と、「加入していない」と回答した人が180人(72.9%)を大きく下回った。加入している人の多くは、定住者、永住者、日本人の配偶者等、在留期間に制限がない人である。自治会への加入について、「わからない」と答える人が30人(12.1%)おり、自治会の認知度を含め地域社会の制度や仕組みへの理解がまだ十分には浸透していないことが考えられる。

休日の過ごし方について、「買い物に行く」が176人と最も多く、「家事をする」が132人、「家でテレビや映画を見る」が95人、「寝る」が75人、「ドライブをする」が61人、「家でゲームやインターネットをする」が54人、「趣味」が34人の順となった。休日は、家事や趣味などをして過ごしている様子が見える。

(3) 日本人との交流

近隣の日本人との交流について、「あいさつをする程度」55.1%や「あいさつのほかに時々話もする」21.0%、「親しく交流している」7.3%で約8割を占め、「特に交流はない」15.0%を多く上回る。親しく交流していると回答した人の多くは、10年以上住んでいる人である。

(4) 日本語能力

日本語を聞く能力は、「単語だけ聞き取ることができる」が92人(37.2%)と最も多く、次いで「相手がゆっくり話せば聞き取ることができる」が71人(28.8%)、「テレビのニュース、ドラマを聞き取ることができる」が45人(18.2%)で聞き取りができる人が多い一方、「ほとんど聞き取ることができない」と回答した人は33人(13.4%)となっている。

日本語を話す能力は、「決まったあいさつ、単語は言うことができる」から「自分の意見を問題なく話すことができる」までと回答した人が約9割(87.0%)となり、「ほとんど話すことができない」の11.4%を大きく超えたが、日本語でのコミュニケーションができない人も一定数いることが分かる。

日本語を読む能力は、「ひらがなまたはカタカナは読むことができる」が94人(38.1%)、「簡単な漢字まじりの言葉を読むことができる」が65人(26.3%)となっている一方、「ほとんど読むことができない」も63人(25.5%)となっている。

日本語を書く能力は、「ほとんどできない」が70人(28.3%)であり、「聞く」、「話す」、「読む」と比べて「ほとんどできない」との回答が増えている。日本語の読み書きができない人は約3割程度いることがわかる。

日本語を勉強しているかについて、「勉強していない」と答えた人は154人(62.4%)

となっており、「勉強している」90人(36.4%)を上回った。「勉強をしていない」と答えた人について、日本語を勉強したいか聞いたところ、全体の6割を超える154人(62.4%)が日本語を学んでいないが、日本語学習を希望する人が、全体の約8割124人(80.5%)となった。「不自由はしていないので勉強する必要はない」も17人(11.0%)いた。「勉強したくない」0人で、日本語を学習したい人が多くいることが分かる。日本語を勉強したいがしていない理由については、「日本語教室の時間が合わないから」38人(30.7%)と最も多く、「忙しくて時間がないから」が37人(29.8%)、「どうやって勉強したらいいかわからない」15人(12.1%)となっている。

(5) 子どものこと

子どもの有無については、「いる」136人(55.1%)が、「いない」105人(42.5%)を上回り、子どものいる家庭が多い。子どもがいる人について、人数をみると、「1人」が70人(51.5%)で最も多く、次いで「2人」45人(33.1%)、「3人」14人(10.3%)、「4人以上」7人(5.1%)であった。子どもがいる人について、子どもの年齢をみると。第1子の子どもは、「19才以上」が37人と最も多く、続いて「6～12才」が34人である。第2子の子どもは、「6～12才」が21人で最も多く、「19才以上」が17人と続く。第3子の子どもは、「19才以上」が7人で最も多く、「6～12才」が5人である。小学生の児童を中心に中学生以上の就学期の子どもがいる家庭が多い。生まれた場所については、母国で生まれた子どもも多い。通学・通園についての質問に関しては、第1子、第2子、第3子ともに、「学校などに通っている」との回答が、「通っていない」との回答を大きく上回った。

子どもの日本語能力について、日本語の授業の理解についての質問の答えとしては、「日本語の授業を理解できない」人数は、第1子33人、第2子23人、第3子6人となっている。「日本語の授業を理解するのは難しいが、日常生活では困らない」人数は、第1子19人、第2子8人、第3子3人となっている。「日本語の授業を理解できる」の回答者は、第1子38人、第2子16人、第3子6人となっており、「日本語の授業を理解できない」が、「理解できる」を上回った。日常生活でのコミュニケーションはできても、日本語の授業を理解するのは困難な状況がうかがえる。

子どもの教育で心配なことについては、「特にない」と回答した者は54(39.7%)人で最も多かったが、一方で心配内容として、「子どもの進学のこと」24人が一番多く、続いて「子どもがいじめられている」が21人、「日本語が十分にできず、授業についていけない」が14人、「子どもが日本の文化・習慣になじめない」が6人、「子どもの不登校のこと」と「子どもの不就学のこと」が各3人であった。子どもの進学や学習面の遅れ、学校生活などでの心配が多い。

(6) 日常生活の困りごと

困ったときの相談相手については、「家族、親戚」を挙げた人が142人と最も多く、続いて「会社の人」が139人となっている。「日本人以外の友人、知人」96人は、「日本人の友人、知人」55人を上回った。公的な機関・団体では、「公の機関(役所の窓口、ハローワーク、領事館など)が39人、「(公財)しまね国際センターの相談窓口や外国人地域サポーター」が16人、「日本語教室やボランティア団体」が8人という状況であった。「相談する人がいない、または誰に相談したらいいかわからない」と回答した者も15人いた。

今、困っていることは、「特にない」と回答した人が最も多かった。一方、「病気やけがをしたときのこと」60人、「会社や仕事のこと」43人、「子どものこと（学校や進学、出産・育児など）や、家族のこと」33人、「失業、または収入が少ない」29人という状況であった。在留期間別にみると、在留期間5年未満では、病気やけがをしたときのことを心配している人が多く、病院受診や病気をした時の対応に不安があることがわかる。

健康保険への加入状況については、健康保険未加入者は1名（0.4%）であった。一方、健康保険の加入について、「わからない」と答える人が5人（2.0%）あり、日本の社会保障の制度や仕組みへの手続きが十分に周知できていないためと推察される。

病気のときの行動については、「すぐに病院に行く」との回答147人（59.5%）と最も多い。一方、「薬を買って飲む」62人（25.1%）や「がまんする」5人（2.0%）などにより対応している人もいることがわかる。

病院での言葉の対応については、「日本語のできる家族や友人を連れて行く」74人（30.0%）と回答した人が最も多く、「通訳を雇って行く」59人（23.9%）など、病院受診に通訳が必要な人は半数以上であった。病院受診には、通訳のための家族同行が多いことがうかがえる。

差別や人権侵害の有無については、外国人差別や人権侵害を受けたと感じたことがある人は91人（36.8%）、ない人は143人（59.9%）だった。「職場での対応や上司や同僚などの言葉や態度」で差別や人権侵害を受けたと感じた人が多かった。外国人に対する差別や偏見を感じる場面が少なくないことがわかる。

行政サービスを利用するための情報源は、「SNS（Facebook、Twitter など）」が最も

多く、「会社からの情報」、「日本人以外の友人からの情報」、「母国語のテレビ、ラジオ、雑誌など」、「日本のテレビ、ラジオ、新聞」が続く。必要な情報としては、「医療、病院、福祉」が最も多く、続いて「就職、仕事」が多かった。その他、必要とする情報は、「防災」、「日本語教室」、「地域のイベント」、「ゴミ出しなどの生活ルール、生活習慣」などであった。情報を得やすい方法や場所は、「SNS（Facebook、Twitter など）」が最も多く、続いて「学校や勤務先」、「テレビ、ラジオ、新聞」となる。外国人が情報を知る方法は、メディア分野では、ツイッターなどのSNS（交流サイト）が主流となっている。情報提供を望む言語については、「母国」193人（78.1%）が、「日本語（やさしい日本語を含む）」33人（13.4%）を大幅に上回った。

行政サービスの希望としては、「日本文化、生活習慣、日本語などを学ぶ機会の充実」が最も多く、続いて「行政の窓口における通訳の充実」、「行政情報の多言語化の充実」が多かった。また、「日本人との交流窓口の充実」、「防災対策などの多言語化の充実」、「外国人の子どもに対する教育支援の充実」、「仕事の相談窓口の充実」、「外国人が各国の文化や伝統芸能を紹介する機会の充実」などが多かった。

以上のように出雲市では、家族帯同の外国人労働者の増加にともない、生活面での支援ニーズが高まっている。病院受診時の不安については、病院での言葉の対応が最も多く、現状では日本語のできる家族や友人が同行するケースが多い。家族には、学校で日本語を習っていて生活言語を習得している子どもも含まれる。このような「ことばのケア」に対応している子どもへの支援及びその実態を見てみよう。

Ⅱ 出雲市の日本語支援

1. 児童・生徒への日本語指導¹⁴⁾

1.1 出雲市の外国にルーツをもつ子どもの特徴

以下では、児童・生徒への日本語指導についてみてみよう。市立小中学校において日本語指導の必要な児童生徒は、年々増加している。平成24年(2012)5月時点は23人であったが、令和2年(2020)は189人とピークに達し、令和3年160人、令和4年168人、令和5年154人と、160人前後で推移している。

出雲市の外国にルーツをもつ子どもの特徴として、ブラジルルーツの子どもが大多数であるため、ポルトガル語支援の必要性が高い。一方で、ブラジル以外のルーツの子どもへの母語支援が困難な状況にある。また、長期滞在を希望して家族帯同で来日しても、雇用動向等によって短い期間での転出もあり、転出・転入に大きな波がある。幼少期から日本で生活している子どもが増えており、生活言語をある程度習得している子どもが増えているが、学習面では困難さが出てくるケースも多い。

1.2 出雲市の日本語指導

出雲市の日本語指導の基本施策は以下の4点である。

- (1)「日本語指導拠点校制度」の導入による日本語指導の充実
- ・日本語指導が必要な児童生徒の在籍数が多い6校(塩冶小学校、四絡小学校、中部小学校、第二中学校、第三中学校、斐川西中学校)を拠点校として設置した。拠点校には、17人の教員免許を保有する日本語指導担当教員が配置され、個別指導計画を作成し、日本語指導を行う。

- ・日本語指導・支援体制を集中化し、より充実した指導・支援を実施した。

- ・母語支援員(翻訳通訳支援員、日本語指導補助員)によるポルトガル語支援

- ・指定校を居住地の学校から日本語指導拠点校に変更することが可能になった。

(2) 日本語指導員による期限付き初期・中期日本語指導

市が雇用した日本語指導員による継続的な日本語指導

(3)「日本語初期集中指導教室」での指導

「日本語初期集中指導教室」の目的は、日本の学校のルール・マナー・簡単なコミュニケーション、ひらがな等を学び、安心して在籍校で学校生活を過ごせるようにすること、保護者に日本の学校生活について理解してもらい、来日直後の不安感を軽減すること、学校(教員)の来日児童生徒転入時の負担軽減を図ることである。対象は、来日直後の日本語ステージレベル0の児童生徒で、指導時間は80時間(4時間×20日)である。

(4) キャリア教育の実施

対象児童生徒、保護者に対するキャリア教育を実施した。

1.3 「日本語指導」を受けている生徒の進路状況

「日本語指導」を受けている生徒の過去10年間の進路状況をみると、公立高等学校進学は約25%、私立高校進学は約55%、就職・その他は約20%である。全体の約8割の生徒が高等学校へ進学しているが、受験科目等の影響もあり、進学者の多くは私立高校へ進学している。進学しない生徒の割合(約20%)は、日本人の生徒に比べて著しく高い。進学しない生徒の進路は、就職やアルバイト、帰国する者も含まれる。

2. 地域での日本語支援¹⁵⁾

保護者の日本語支援については、地域での支援が行われている。出雲市では、第1期多文化共生推進プランの策定前後から、様々な活動が行われてきた。具体的な取組は、多文化共生の地域づくり、コミュニケーション促進、安心して暮らせる環境づくり、多文化共生社会の実現のための体制整備である。「多文化共生」とは、国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことである。このために、市民・地域・団体・NPO法人・企業等の連携・協働が重要である。

同市では、市役所関係書類等の多言語化、市役所窓口等での多言語通訳体制の充実、フェイスブック等による多言語情報の発信、学校での日本語指導体制、通訳・翻訳体制の充実、外国人の就労を促進する機会の提供、外国人向け防災訓練の開催、多文化共生の理解を促進する研修会の開催、やさしい日本語普及研修会の開催等がある。

コミュニケーション促進については、言葉や文化等の違いにより、住民相互のコミュニケーションが円滑に行われず、必要な情報が適切に伝わらないことがある。このため、各種の情報を多言語で提供したり、日本語を学ぶ機会を充実したりするなど、コミュニケーションを促進するために、(1) 情報の多言語化と情報伝達手段の確保（行政情報の多言語化、SNSを活用した情報発信）、(2) 地域社会で共に暮らしていくための取組（翻訳や通訳等でのICT技術の活用促進、日本語教室の充実、外国語教室の開催）、(3) やさしい日本語の活用促進（やさしい日本語を用いたコミュニケーションの促進）等の取組がある。

また、日本語学習者を増やすための学習環

境の充実や、外国の文化や習慣を相互に学ぶことも重要である。さらに、やさしい日本語を活用し、気軽にコミュニケーションを取り合うことも必要である。そのために、安心して暮らせる環境づくりの取組も重要である。日本語がよく分からない場合でも、健康で安心して安全に暮らすことができるよう、日常生活全般にわたり通訳や翻訳などの取組が必要である。生活・環境に関する情報発信と啓発・周知等、公共サイン等の多言語化、多言語による住民相談機会の充実も必要である。

外国にルーツを持つ子どもや若者がキャリアプランを描き、力を発揮できるような取組としては、就学児童・生徒及び保護者への支援（就学前の子ども及び保護者への支援、母語教室の開催支援、進学のための支援、悩みを抱える子ども・若者への対応）がある。職場では、多文化共生を促進し、お互いが働きやすい職場づくりが必要である。子育て支援や健康増進や介護予防のほか、安心して医療や介護が受けられる仕組みも必要である。

出雲市では、市立小中学校において日本語指導の必要な児童生徒が年々増加するなか、多様なニーズに対応するため、市独自の指導体制を整備し、個別指導体制を充実することで、多くの児童生徒が基本的な日本での学習・生活習慣等を理解することができるように取り組んでいる。その結果、生活言語をある程度習得している子どもが増えており、子どもが両親よりも日本語が堪能なケースでは、子どもが親の通訳や翻訳を行う「ことばのケア」が生じてくる。

3. 「コミュニティ通訳ボランティア」の派遣事業¹⁶⁾

出雲市では、ブラジル人をはじめとする多くの外国人労働者とその家族が暮らしてい

る。このように、外国人住民が生活していく上で、特に病院や学校、行政窓口でのコミュニケーションは必須であり、その際の通訳のニーズは高まっている。こうしたニーズに対応して、公益財団法人しまね国際センターは、平成18年より「コミュニティ通訳ボランティア」の派遣事業を開始した。

「コミュニティ通訳ボランティア」は、県内の外国人住民のために、生活上の対話の場面で通訳をして意思疎通を円滑にするボランティア制度である。ボランティア養成講座¹⁷⁾を受講し、登録面接に合格した人のみが登録できる。令和5年の派遣実績は85件であった(表5)。令和2年以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、派遣を休止する期間もあったが、派遣は年々増えており、そのうちの7割近くが医療分野での利用で、行政手続きなど多岐にわたる。

英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、スペイン語に対応している。通訳依頼言語は、英語が最も多く、近年では中国語が減って、ポルトガル語が増えている(表6)。英語通訳の依頼者には、バングラディシュ(タガログ語)、インド(ヒンディー語)、インドネシア(インドネシア語)など、英語が公用語でない国の出身者や英語が母語でない人が多く含まれる。コミュニティ通訳ボランティアで提供していない言語を母語とする人は、そのほとんどが共通語として英語を選択するため、英語の通訳依頼が多い。

ポルトガル語の通訳は、出雲市を中心にニーズが高いが、依頼・派遣件数は少ない。その理由として、出雲市では、ポルトガル語の掲示や文書などが比較的整備されていることや、市や病院、学校などでポルトガル語の分かる職員が配置されているところもあるためである。また、コミュニティ内で日本語が

分かる友人・知人や、個人で対応している通訳支援者に依頼するなど、コミュニティ通訳ボランティア以外で対応している場面も多いことがある。センターでは、人材不足のため、現在はポルトガル語の医療分野での派遣を停止しているためである。

ボランティア登録者数は、県東部のほうが西部より登録者が多く、東部と西部で偏りがある。ただし、東部でも依頼ニーズが増えているポルトガル語の登録者が減っている(表7)。通訳派遣の課題として、ボランティア人材の不足がある。具体的には以下の課題がある。

- ・平日の日中の派遣希望が多いが(病院、行政窓口など)、登録者の大半が仕事を持っているため、平日の日中に派遣できる人が少ない。
- ・タガログ語、ポルトガル語等は、需要に対し登録者が不足している。ベトナム語も近年需要が高まっているが、登録者は募集しておらず、相談員が通訳対応している。これらの言語では、通訳可能なレベルの話者で、ボランティアに割ける時間的な余裕もあるという人材が県内にあまりおらず、募集しても応募、登録が少ない。登録者についても、仕事やその他の行事などで忙しく、実際は活動できない人が多い。
- ・コロナ禍以降、登録者に活動への協力の可否や、活動可能な分野を毎月事前にヒアリングをしているが、活動に協力できない、医療分野には協力できないという回答がまだ多い。
- ・登録更新の要件として講座の受講が必要であるが、忙しくて受講できない人が多い。登録以降、受講や経験を積むことによるスキルアップ機会が十分でないまま現在のレベルが把握できていない登録者は、名簿に名前があっても派遣は控えがちになる。

- ・就職、転職などで状況が変わり、ボランティア登録を辞める人がいる。
- ・活動できる曜日、時間帯や言語レベル、スキルにより、派遣するボランティアに偏りが生じがちのため、頻繁に協力してくれる人やベテランの人が活動できなくなるとマッチングが難しくなる。

以上のように、県内のボランティア登録数の偏りをなくすための体制づくりが課題となるなか、翻訳アプリ等の普及により、簡単なやりとりは通訳なしで対応するケースが多くなっている一方、アプリ等では対応が難しい場面、複雑な背景を持つ依頼が散見されるようになった。ボランティアの範疇を超える場合は、センターの相談員を通訳として派遣している。依頼時点では情報が少なく、個人情報保護等の観点から事前に十分な情報提供がされない場合もあり、判断に困ることがある。

また、通訳は単なる言葉の置き換えではな

く、日常生活で馴染みがないことや、予備知識がないまま通訳することの大変さを依頼者が理解していないことが多い。依頼時になるべく説明して理解を呼び掛けているが、準備に必要な情報や資料を事前に十分に提供してもらえなかったり、前もって知らされていない内容について、当日いきなり現場で直接ボランティアに通訳や対応を求めたり、判断を仰いだり、予定の時間で終わらず、予告なく時間を延長したりされることで、ボランティアに負担をかけてしまうことがある。

コロナ禍による活動のブランクで、モチベーションやスキルが低下した登録者もいる。コロナ禍以降、久しぶりに活動したが、言葉が思うようにならなくなっていたり、とっさの場面で対応に窮するなどして、自信を失って活動を控えたり、ボランティアを辞めてしまう人もいる。こうした人に対して、継続的にスキルアップできる体制づくりが課題

表5 国籍・分野別依頼件数・派遣件数

派遣件数（依頼件数）

国籍	町内会・自治会	行政手続き	各種相談	教育	健康福祉	医療	その他	合計	
H30	日本	0 (0)	4 (5)	0 (1)	15 (20)	9 (12)	11 (14)	0 (1)	39 (53)
	外国	1 (1)	26 (29)	3 (3)	4 (5)	3 (3)	133 (156)	0 (3)	170 (200)
R元	日本	0 (0)	3 (3)	0 (1)	15 (27)	88 (96)	4 (7)	0 (0)	110 (134)
	外国	0 (0)	33 (43)	0 (0)	2 (5)	3 (3)	179 (221)	1 (4)	218 (276)
R2	日本	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (3)	4 (5)	0 (0)	0 (1)	5 (10)
	外国	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (7)
R3	日本	8 (10)	0 (5)	0 (0)	13 (28)	3 (8)	0 (0)	0 (0)	24 (51)
	外国	0 (0)	4 (15)	0 (0)	1 (5)	0 (0)	0 (3)	0 (1)	5 (24)
R4	日本	6 (10)	1 (9)	0 (0)	10 (33)	10 (20)	0 (7)	0 (0)	27 (79)
	外国	0 (0)	17 (30)	0 (0)	0 (1)	2 (2)	39 (62)	0 (0)	58 (95)

注：R元年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月4日から派遣休止、R2年は、令和2年3月4日から派遣休止。派遣再開は10月から。R3年は、令和4年1月25日から派遣休止。令和4年6月17日から医療を含む分野で派遣を再開。

出所：公益財団法人しまね国際センターの提供資料（R5年10月2日）より作成。

表6 通訳言語内訳

	英語	中国語	タガログ語	韓国語	ポルトガル語	スペイン語
H30年	112	74	6	0	17	0
R元年	263	54	0	0	11	0
R2年	4	1	0	0	0	0
R3年	7	14	0	0	8	0
R4年	61	10	0	0	14	0

出所：公益財団法人しまね国際センターの提供資料（R5年10月2日）より作成。

表7 ボランティア登録者数（人）

	島根県東部					島根県西部					計				
	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
英語	26	31	30	32	31	7	7	8	8	7	33	38	38	40	38
中国語	14	15	10	12	11	3	2	5	5	7	17	17	15	19	18
タガログ語	3	3	2	2	2	0	0	0	0	0	3	3	2	2	2
韓国語	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ポルトガル語	6	4	3	2	2	0	1	1	1	1	6	5	4	3	3
スペイン語	-	1	1	0	0	-	1	1	1	1	-	2	2	1	1
計	9	54	46	48	46	11	12	16	16	17	60	66	62	60	63

出所：公益財団法人しまね国際センターの提供資料（R5年10月2日）より作成。

になる。

4. 請負会社による通訳支援¹⁸⁾

家族帯同の外国人労働者の増加にとまない、受診時の通訳のニーズが高まっている。これまでも外国人患者の受診はあったが、電子機器の工場労働者であれば、実際に外国人を雇用している請負会社から通訳の付き添いがあることも多く、さほど大きな問題となっていなかった。このような工場労働者は電子機器会社に直接雇用されるのではなく、電子機器会社と製造請負を契約した請負会社に雇用され、この企業の社外工として働いている間接雇用である。

日系ブラジル人自身が間接雇用を選ぶメリットはどこにあるのか。まず、請負会社では日系人が日本で生活するのに必要なノウハウを知っているためである。家族の呼び寄せによって子どもの教育や病院受診への支援が必要になるが、これらの多様化する生活サポートの中心的役割を担っているのが請負会社である。さらに、請負会社が外国人の生活支援のため、行政やNPO法人とのコーディネーター的な役割も担っている。実際、請負会社は労働者の生活サポートを業務のひとつに位置づけて専属の通訳を雇用している。

しかも生活のニーズごとに専属の通訳を配置し、きめ細やかな支援を行う。例えば、病院の付き添いや子どもの教育面での支援など

である。病院の付き添いを希望する者は多く、予約をして順番に対応するほどである。また、出雲市で多文化共生を推進するNPO法人にも無料で請負会社の通訳を派遣し、補助金の支援も行っている。まさに、請負会社は外国人労働者が日本で生活するための『生活代行』の役割を果たしており、このことは直接雇用にはないメリットである。しかし、最近では家族の受診も増えており、通訳同伴とは限らないケースも多くなってきている。

このような間接雇用の工場労働者の場合、本人だけでなく家族も含めて日本で生活するための支援を受けることができるが、そうでない労働者の場合、本人および家族は多様な生活ニーズに自分たちで対応する必要がある。その際、行政や民間団体の支援は欠かせないが、身近で頼みやすい支援者として家族や友人が選ばれやすい。

Ⅲ 「ことばのヤングケアラー」の現状と課題

1. データ及びヤングケアラーの抽出

以下では、島根県出雲市の「ことばのヤングケアラー」の実態を把握するために、「令和元年度島根県子どもの生活実態調査¹⁹⁾」の二次分析を行う。同調査の時期は令和元年9月である。調査目的は、子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するため

の基礎資料を得ることである。そのために県全体の子どもの生活実態や学習環境について調査を行った。

調査方法は、学校を通じて配布・回収した。調査票は、児童・生徒が回答する「子ども票」と保護者が回答する「保護者票」から構成され、子どもと保護者それぞれが記入の上、個別に封かんしたものを別の封筒に入れてもらい、回収した。調査対象は、島根県内の学校に進学している小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者である。回答数は総数が25,354人、回答率70.1%で、小学5年生4,598人、中学2年生4,098人、高校2年生3,976人が回答した。

本調査では、質問項目の「家族の介護・看護（着替えなどの介助、お薬の管理など）」を「ほとんど毎日」、「週に2～3回」していると回答した者を「ヤングケアラー」として抽出し、調査対象とした。また、「家族の手話や外国語の通訳」を「ほとんど毎日」「週に2～3日くらい」していると回答した者を「ことばのヤングケアラー」として抽出し、調査対象とした。

2. 分析結果

2.1 島根県のヤングケアラーの実態

島根県のヤングケアラーは、小学生176人、

全体の3.9%で、「ほとんど毎日」と回答した者は35.8%、中学生119人、全体の2.9%で、「ほとんど毎日」と回答した者は30.3%、高校生105人、全体の2.7%で、「ほとんど毎日」と回答した者は23.8%であった（表8）。

全国調査では、世話をしている家族がいると回答したのは小学生6年生6.5%、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%である。全国と比べ島根県ではヤングケアラーの数が少ないように見受けられるが、本集計ではヤングケアラーのケアにきょうだいの世話や家事を含めておらず、ヤングケアラー数が全国と比べ少なく抽出されているため、これらのケアを含めると全国と同じくらいのヤングケアラーがいるのではないかと考えられる。

2.2 「ことばのヤングケアラー」の実態

島根県内で日本語を第一言語としない家庭の子どもは、小学5年生68人、中学2年生61人、高校2年生39人で、そのうち、家族の外国語の通訳を行っている子どもは、小学5年生16人（24%）、中学2年生13人（21%）、高校2年生5人（13%）である（表9）。家族の外国語の通訳を行っている「ことばのヤングケアラー」は、ヤングケアラーと比べ小学生5年生では約6倍、中学2年生では約7倍、高校2年生では約4倍となっており、外国にルーツを持つ子どもは、「ことばのヤングケ

表8 島根県のヤングケアラー

	ヤングケアラー数	全体に占める割合	ほとんど毎日している
小学5年生	176人/4598人	3.90%	35.80%
中学2年生	119人/4098人	2.90%	30.30%
高校2年生	105人/3976人	2.70%	23.80%

表9 日本語通訳をしている「ことばのヤングケアラー」

	外国籍の家庭	家族の外国語の通訳を行っている子ども (ほとんど毎日・週に2～3日)
小学5年生	68人	16人(24%)
中学2年生	61人	13人(21%)
高校2年生	39人	5人(13%)

アラー」になる可能性が極めて高いことがわかる。

3. 「ことばのヤングケアラー」に対するインタビュー調査

次に、「ことばのヤングケアラー」の実態についてみてみよう。「ことばのヤングケアラー」の現状と課題について、参考となる事例をとりまとめるために、外国にルーツを持つ子どもを対象にインタビュー調査を実施した²⁰⁾。調査対象は出雲市内で外国籍の方の支援を行っている民間団体に紹介してもらった出雲市内に在住する「ことばのヤングケアラー」で、インタビューについて本人と保護者の両方の同意を得た者である。調査内容は、通訳していた期間、通訳をしていた場面、他に利用していた通訳サービスの有無・種類、通訳していたことによる影響、属性（年齢、家族構成、来日時期、主たる家計支持者が間接雇用の工場労働者かどうか）である。

3.1 Aさんインタビュー

Aさんは4歳で来日し、小学2年生から今日まで、日本語の読み書きができない両親に代わり、学校関係の書類や郵便等の生活面での翻訳を行ってきた。中学生になってからは、父親が経営するストラン事業に関わる書類の翻訳も役割になった。小学生の時は、学校の手紙に書かれている文章の意味も分からないまま翻訳することが多く、とても大変だったと語った。また、親のレストラン経営に関する書類の対応は専門用語が多く、言葉の意味が分からないもの多く翻訳に時間がかかるため、自分の学習時間が少なくなったということである。当時は、今日のように外国籍の子どもは多くなく、学年に彼女ひとりであったこともあり、学校での外国人の子どもへの支援はほとんどなかった。

「小学2年生で学校からの手紙をすべて翻訳し、返事を書いて提出するのは大変だったでしょう」とインタビューすると、「大変だったが、当時は、それが当たり前だと思ってやっていたので、学校の先生を含め誰かに相談するという発想は全くなかった」と言われた。本ケースにもあてはまるが、親は職場で日本語でのコミュニケーションや読み書きが必要なければ日本語を学習する意欲は高まりにくく、生活面で子どもを頼れば、不自由さを感じず生活できる。

たとえば、電子機器の製造拠点である出雲市の工場では、「外国人が働きやすい職場作り」が行われている。請負工程ラインは日本語を学んでいなくても困らない工程が設計されており、家族を含めた生活面での支援もある。本ケースの親は、職場では英語でのコミュニケーションのため、日本語でのコミュニケーションの必要がない状況にある。このように、外国人に働きやすい職場作りの一環として、日本語のコミュニケーションが必要ない職場作りを行うことは、職場の労働生産性やマネジメントの要素かもしれないが、一方で、生活の場面で「日本語を話せない」「日本語の読み書きができない」生活者を生み出す可能性が大きくなっている

「ことばのヤングケアラー」は、ことばの面で日常生活に支障のある親や家族を支えている。こうした「ことばのヤングケアラー」が増えている背景要因には、親は職場で日本語が必要ないため、日本語を学ぶ意欲が高まりにくく、日本での滞在期間が長くても「日本語を話せない」「日本語の読み書きができない」ケースでも、学校で日本語を学んだ子どもに頼れば、あまり不自由さを感じず生活できることがあると言えよう。

3.2 Bさんインタビュー

Bさんは現在22歳で、夫（日本人）と子供2人（長女3歳、次女4か月）の4人家族である。両親は近隣に住んでいる。来日は3歳で、両親と祖父母の5人家族であった。3歳から中学3年生の3学期途中まで浜松市に居住し、その後、松江市の東出雲町に引っ越した。当時町内に外国人家庭はBさんの家庭のみで地域で目立っていた。学校でも目立ちじめられたが、卒業まで2週間であったのでなんとかやり過ごした。

小学4年生から家族の通訳をしていた。最も多かったのは病院受診時の付き添いであった。受診時の通訳は医療の専門用語が難しく大変であった。両親は日本語教室に数回通ったが、仕事をしながら学ぶのは大変で続かなかった。結婚してからも通訳で両親に呼ばれることは多い。

通訳で最も嫌だったのは、電話通訳で親から頼まれて、クレジットカード支払いを分割払いやり払いにする内容を通訳していたこ

表10 インタビュー内容

インタビュー項目	Aさん	Bさん
通訳していた期間	小学2年生から現在に至る	小学4年生から
通訳をしていた場面	小学2年生から学校からのお便り、郵便、中学生からは両親の仕事の書類の翻訳、メールの翻訳などを行っている。	最も多かったのは病院受診の付き添い。買物時にはスーパーで「これ何?」と聞かれることが多かった。
他に利用していた通訳サービスの有無	出雲市内で日本語教室の開催や翻訳などの支援活動を行っている支援者の支援	なし。両親は日本語教室に数回通ったことはあるが、仕事をしながら学ぶのはとても大変だったと言っている。
通訳していたことによる影響	○翻訳は時間がかかるので、試験前や受験時には学習時間が十分に取れないことがあった。 ○学校からのお便りに書かれている文章の意味がわからず、持ち物を持っていけないことがしばしばあった。	○通訳で最も嫌だったのは、電話通訳で親から頼まれて、クレジットカード支払いを分割払いやり払いにするよう伝えていたことである。リポ払いなどことばの意味がわからないことを通訳するのはとても難しかった。 ○親に「これ何?」と聞かれて漢字が読めずわからなかったことがあり、それを学校の三者面談時に母親が「学校で何を教えているんだ」といったことがあり、とても恥ずかしかった記憶がある。ブラジルではアルファベットがわかれば全て読めるので、漢字の難易度を母親は理解できていなかった。 ○通訳をすることで学校を休んだことはなかった。
年齢	19歳（令和5年9月時点）・女性	22歳（令和5年11月時点）・女性
家族構成	バングラデシュ国籍の父親、母親、兄（22歳）、妹（高校1年生）	来日時の家族構成は、両親と祖父母の5人
来日時期	4歳	3歳
主たる家計支持者の就業別産業	レストラン経営	
その他	○翻訳は時間がかかるので、試験前や受験時には学習時間が十分に取れないことがあった。 ○イスラム教信者のため、学校給食で豚肉が出る日は、家から食事を持参していた。 ○両親は日本語を話せるが、読み書きができないため、両親の仕事上の書類やメール送受信は全て彼女が対応している。 ○来年、県外の大学を受験予定であり、合格した場合、家を離れるため、彼女がこれまで担ってきた翻訳や通訳の役割を、次は妹が担うことになるため、妹の負担を心配している。 ○兄はレストランのバングラデシュ人のコックのベンガル語の通訳をしている。	○現在は結婚し4人家族(夫、子供女児2人)。夫は日本人。長女3歳、次女4か月。育休中。X ○中学3年まで浜松市在住、3年次を2週間残すタイミングで、松江市の東出雲町に転入。当時は外国人家庭は1家庭で目立っていた。学校でも目立ちじめられたが、2週間くらいであったのでなんとかやり過ごした。 ○小学生の通訳時には、意味が分からない言葉を通訳するのが大変だった。 ○現在は、長女3歳に、日本語と母国語の両方を教えているので大変である。出雲市では、来日してから出産する家庭が増えている。その場合、子どもに母国語を教えるのが大変である。ほかの自治体では母国語支援の事業を行っている自治体もあるので、出雲市でも今後は日本語支援だけでなく母国語支援の事業も行ってほしい。 ○副業で通訳を行っている。月額6万円くらいの収入になる。広告はSNSで広報している。ブラジルのママのコミュニティ（出雲市で登録者350人）、ブラジルコミュニティ（寄付やつながりのコミュニティ登録者422人）のコミュニティで広報している。通訳は非常にニーズが多く、本日も午前中3件、午後1件依頼が入っている。 ○結婚してからも通訳で両親に呼ばれることは多い。

とである。リポ払いなど意味のわからない言葉を通訳するのはとても難しかった。買い物時には、母親にスーパーマーケットで「これ何?」と聞かれることが多かったが、漢字が読めず答えられないと、「学校で習っているのに、なぜ、分からないの」と怒られた経験がある。母親は学校の三者面談時に「学校で何を教えているの。子どもは漢字が読めない」といったことがあり、とても恥ずかしい思いをした記憶がある。ブラジルではアルファベットがわかれば全て読めるので、漢字を読めないということを母親は理解できていなかった。家族の通訳のために学校を休んだことはなかった。

現在は、3歳の長女に、日本語と母国語の両方を教えているので大変である。出雲市では、近年、来日してから出産する家庭が増えている。その場合、子どもに母国語を教えるのが大変である。他の自治体では母国語支援の事業を行っている自治体もあるので、出雲市でも今後は日本語支援だけでなくポルトガル語の母国語支援を始めてほしい。

副業で通訳を行っている。月額6万円くらいの収入になる。ブラジルママのコミュニティ（出雲市で登録者350人）、ブラジルコミュニティ（寄付やつながりのコミュニティ登録者422人）のSNSでのコミュニティで広報している。通訳希望者は多く、インタビュー当日も午前中3件、午後1件依頼が入っていた。通訳の依頼内容は、病院受診時の付き添いが多い。

IV 「外国語対応通訳派遣支援」事業

1. ヤングケアラー支援の法制化

大人に代わって日常的に家事や家族の世話をするヤングケアラーの支援について、こ

も家庭庁は、子ども・若者育成支援推進法を改正し²¹⁾、初めて法制化することを決めた。国や自治体の支援対象と位置付けることで、対応の地域格差解消などにつなげる。ヤングケアラー支援は、法律による明確な根拠規定がなく、支援団体などが法整備を要望していた。同法改正案では、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、支援対象に加える。

家事や家族の世話は子どもの期間だけでなく大人になっても続くことなどから、適切だとの判断である。年齢で支援が途絶えるケースを防ぐとともに、実態把握や関係機関の連携を強化する。ヤングケアラーについては、令和3年5月に取りまとめられた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」²²⁾において、早期に発見し適切な支援につなげることが明記された。これを受け、国は地方自治体による実態調査やヤングケアラー・コーディネーター配置等の体制準備を後押ししており、令和5年度からは、外国語対応が必要な家庭に対する通訳派遣も支援するなどしている。

ヤングケアラーへの支援体制強化事業のひとつであり、日本語が第一言語でない家庭の、病院や行政手続き等の支援に必要な通訳を派遣又は配置する事業である。「外国語対応通訳派遣支援」を実施している自治体は、令和5年度、東京都港区、東京都江戸川区、東京都豊島区、東京都文京区、神奈川県、長野県、静岡県浜松市、大阪府大阪市、滋賀県草津市にとどまる²³⁾。

親が外国人家庭の場合、親が日本語を話せない、こどもがその負担を担うことになる。その場合、その親が日本語を習得する場所が必要になる。現状では、そのような親をこ

もが支える形となってしまう。こういった問題への自治体の支援は必要である。家族支援のニーズが非常に高いため、外国語対応通訳支援の重要性は高い。

2. 大阪市ヤングケアラー外国語通訳派遣事業²⁴⁾

「外国語対応通訳派遣支援」事業を始めた自治体のうち、大阪府大阪市の実施状況について示す。大阪市では、令和5年8月に事業を開始した。日常生活を送るためにヤングケアラーの通訳に頼っている市民を対象に、こどものケア負担を軽減することを目的として通訳者を派遣し、区役所での行政手続き等と同行して通訳を行う。大阪市の各区役所で、ヤングケアラー外国語通訳派遣の相談・申請を受け付ける。

市が本事業をはじめた経緯は、令和3年ヤングケアラー実態調査（中学生）の結果、通訳を行っている実態を把握し、国の補助メニューの創設もあり、令和5年8月から事業を開始した。市長もヤングケアラー支援を推進する意向であったため、市長の重点予算に入ったことも大きい。これがなければ実施は難しかった。利用実績は、令和5年度7件、令和6年10月現在15件である。

通訳できる手続きは、以下の内容である。無料で何度でも利用可能である。

- (1) 区役所などの行政機関での相談や手続き
- (2) 学校など教育機関への入学手続き
- (3) 医療機関での受付、診察、会計、予約など
- (4) 福祉サービス事業所でのサービス利用時
- (5) 自宅でのケアプランやサービス利用支援作成時の面談、家事育児訪問支援事業や訪問型福祉サービスの利用時
- (6) その他この事業の目的に沿っているもの

通訳できる言語は、中国語、韓国語、英語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語である。

利用経路は、大阪市の子ども貧困対策のひとつの事業として始めた「大阪市こどもサポートネット」²⁵⁾の枠組みの中で、教育、地域と行政がつながる仕組みを利用して相談につながる。大阪府のスクールソーシャルワーカー（高校生）や地域の支援団体から子育て支援室に相談が入る。ヤングケアラー世帯から直接の申し込みはない。

利用者の家庭状況、ケアの状況は、以下のように多様である。

- ・ 児の養育状況がわからない家庭
- ・ 福祉サービスに否定的でビザ失効間際や保育所等の必要な手続きが未済。「わからないから手続きしない」というパターン
- ・ 健康保険証が失効している
- ・ 精神疾患である母のサポート（児が通院同行）
- ・ 母が日本の暮らしに馴染めない
- ・ ネグレクト
- ・ 児にも課題があるケースもある
- ・ フィリピン人多い、次に中国人、韓国人のコミュニティがあるが韓国人からの相談はない
- ・ 貧困家庭ばかりではない。タワマンに住む家庭もいる。

利用できる人は、大阪市内に住んでいる18歳以上の市民、日常生活を送るために、ヤングケアラーの通訳に頼っている市民、ヤングケアラーが家族であり、当該ヤングケアラーが大阪市内に住んでいるの、すべてにあてはまる市民である。

事業を実施してみでの課題としては、本事業の周知・説明に通訳を利用できるようにした（→通訳事業を説明するために区役所職員

に同行することはできる制度設計)。当初、ことばが通じない親にどう説明するかという課題があった。子どもがそばにいたら、子どもが通訳する可能性もあり、そうなる则子供をヤングケアラーにしてしまう。そこで、事業説明に通訳同行を可能にした。

継続支援へのつなげ方も課題である。未就学児や若者の場合、こどもがいない世帯など、ヤングケアラーがいないと使えない（おとなである当人への支援が必要であるのに）。18歳以上、未就学児は対象外であり、事業の狭間ができている。

通訳派遣を利用したいと自ら考える人がいない（ヤングケアラー支援に限ったことではない）。子どもがいるから不便を感じていない等も多い。また、通訳支援が無料ということへの疑念が払しょくできず、支援に至らなかったケースもある。

利用者からの苦情はない。利用者からは、「良かった」という声が多い。いつも子どもとばかり会話しているので、大人同士で世間話ができ良かったなども聞かれる。

本事業は委託事業であるが、委託事業者の通訳者には、「自分も子どもの頃親の通訳をしていた」という元ヤングケアラーが多いのも特徴である。

まとめ

本稿では、生活言語をある程度習得した子どもが、日本語が苦手な外国人の親の通訳を担っている「ことばのヤングケアラー」の現状と課題を明らかにした。これに併せて、「ことばのヤングケアラー」問題を契機に問い直すべき、外国人を含む多様な市民が包摂される社会をいかに創っていくべきかについて考察する。

帯同家族や呼び寄せを伴う外国人労働者の増加に伴い、伴われて来日する配偶者や子どもが増えている。これらの外国人には就労支援とともに生活支援も必要であるが、コミュニケーションの問題を中心に、子どもが親の通訳・翻訳を担う「ことばのケア」の問題が生じている。子どもはケアしている認識がないままに長期間「ことばのケア」を行うことで負担を感じているケースが多い。

問題は、親への日本語支援だけでは問題解決には至らず、家族全体を支援の対象とする視点を持たなければ、子どもが担う「ことばのケア」の問題は見えにくいことにある。このように、「ことばのヤングケアラー」問題の解決には、家族全体支援の視点をもつことが必要である。

また、文化の違いを理解することも重要である。「ことばのケア」に限らず、子どもも含め家族みんなで助け合うことが当たり前という暮らしの場合、日本で「ことばのケアラー」に気付いてもアプローチは容易ではない。行政や学校、地域から孤立しないよう、家族全員とつながりを持つことが必要である。

今後「ことばのヤングケアラー」を生まない社会を目指し、より多くの外国人労働者を受入れて、家族と暮らす外国人労働者が暮らしやすい社会を創っていくには、就労者、親、こどもの支援を個別に行うのではなく、家族全体支援の立場にたった、社会参加、就労支援、生活支援等の総合的な取組みが必要である。外国人を労働者としてだけでなく生活者として受け入れるためには、外国につながる子どもと親の将来を見据えた対応として、家族全体支援の視点が必要である。親の支援が充分でないと「ことばのヤングケアラー」のように子どもに負担がかかる。日本が海外人

材から選ばれる国になるには、外国人労働者を受け入れる政策だけでなく、子どもの将来を見据えた対応や、家族が安心して生活できる生活支援策の包括的な推進が求められる。

【注】

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（令和5年推計）』
<https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_gaiyou.pdf>
- 2) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について（令和5年6月9日閣議決定）
<<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004960.pdf>>
- 3) 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議
<https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html>
- 4) 「共同通信が全国の自治体首長を対象に行った人口減少問題に関するアンケート」
<<https://news.yahoo.co.jp/articles/160578210e659d89a92b54d699c00228aa20502a>>
- 5) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策
<https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00019.html>
- 6) 同上。
- 7) 同上。
- 8) ヤングケアラーについては子ども家庭庁のサイトを参照のこと。
<<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>>
- 9) ヤングケアラー支援体制強化事業
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e0eb9d18-d7da-43cc-a4e3-51d34ec335c1/2d5336ec/20230401_policies_young-carer_03.pdf
- 10) 出雲市の人口（地区別、町別、国籍別）
<<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1528348823186/index.html>>
- 11) 第2期出雲市多文化共生推進プラン、P8
<<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1597899173930/files/plan.pdf>>
- 12) 同上、p9。
- 13) 2019年度島根県外国人住民実態調査の集計結果（出雲市分）について
<<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1597899173930/files/jittaichosa.pdf>>
- 14) 出雲市教育委員会の提供資料による（令和5年10月10日）。
- 15) 出雲市総合政策部政策企画文化国際室の提供資料による（令和5年10月10日）。
- 16) 公益財団法人しまね国際センターの提供資料より作成（令和5年10月2日）。
- 17) 指定講座は、本センターのコミュニティ通訳事業以外の事業や外部の団体により主催／実施される講座で、コミュニティ通訳ボランティアの活動の参考になる内容と認めたものを「指定講座」として登録者に案内している。コミュニティ通訳の登録は、養成講座を受講後に面接を経て行われますが、登録後は原則として登録日の年度開始日から毎年度登録の更新を行います。更新を希望する登録者は、登録期間満了までに、コミュニティ通訳の勉強会、または当センターが指定する講座を1回以上受講しなければならないことになっている。
- 18) 宮本恭子（2017）「持続可能な社会に向けた外国人労働者の受け入れに関する研究」『山陰研究』10、pp.1-19。
- 19) 島根県子どもの生活に関する実態調査 報告書
<<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/kodomo/kodomonohinkon/jittaityousakikka.data/gaiyou.pdf>>
- 20) 令和5年9月24日に出雲市内のインタビュー者の親が経営するレストランでインタビューを行った。
- 21) 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e0eb9d18-d7da-43cc-a4e3-51d34ec335c1/3ba2cef0/20240612_policies_young-carer
- 22) https://www.mext.go.jp/content/20210521-mxt_jidou02-000015177_b.pdf
- 23) 2024年10月7日、こども家庭庁の情報提供による。
- 24) 2024年10月25日、大阪市こども青少年局企画部企画課の情報提供による。

25) 大阪市こどもサポートネット
<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000436277.html>

徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子 (2019) 『地方発 外国人住民との地域づくり』晃洋書房

岩成俊策 (2023) 「食の現場からみた日系ブラジル人と出雲 - ブラジル料理店「パイゾン」と農業への取り組み -」『山陰民族研究』28、pp.27-34。

【参考文献】

宮本恭子 (2017) 「持続可能な社会に向けた外国人労働者の受け入れに関する研究」『山陰研究』10、pp.1-19。

Family Support Measures Focusing on “Language Care” for Children with Foreign-nationality Parents: Focusing on “Young Carers Who Provide Language Support”

MIYAMOTO Kyoko (Faculty of Law & Literature, Shimane University)

Abstract

Amid the growing shortage of labor, the government is actively promoting the acceptance of foreign workers. Accordingly, the acceptance of foreign workers who can bring their families is expanding. As an increase in the number of spouses and children accompanying these workers to Japan is anticipated, there is an urgent need to improve the quality of life support for not only the workers but also their families. Under these circumstances, attention has focused on the issue of “young carers who provide language support,” in which children who have learned Japanese in elementary schools provide language support for their families, as their parents cannot speak or write in Japanese. There are concerns that such children, by missing school, may fall behind in their studies and that this may negatively affect their future educational opportunities.

This paper focuses on “language care” for children of foreign workers or helping them in terms of the Japanese language they are in charge of in Izumo City, Shimane Prefecture, where the number of foreign residents is increasing, and explores family support that enables these children and their foreign-nationality parents to live together harmoniously in their daily lives in Japan. Furthermore, we will discuss measures for the coexistence of foreign residents that should be questioned using this “young carers of language” issue as an opportunity.